

議案第18号

飯能市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

飯能市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ク④中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市営住宅設置及び管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号、第9条の2第4号及び第11条第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあってはこの限りでない。</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ケ 省略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号、第9条の2第4号及び第11条第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあってはこの限りでない。</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ケ 省略</p>

<p>④ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定</u>を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>④ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>
--	--

第二百五十五条第
四項

(民訴法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)
事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項

事項

第二百三十二条 の第三項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条 第四項	電子調査 記録しなければ	又は送付する
第一条	調書 記録しなければ	又は送付する

第二十八条の二中「これらの規定」の下に「(同条を除く。)」を加え、「第二十八条の二に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同条の表第一条の項を次のように改める。

配偶者 ・被害者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。) ・被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
-------------	--

第二十八条の二の表第六条第一項の項中「同条に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同表第十条第一項から第四項まで、第十一條第二項第二号、第十二條第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項の項中「第四項まで」の下に「第十条の二」を「第十一條第二項第二号」の下に「及び第三項第二号」を加え、「及び」を「並びに第二項第一号及び第二号並びに」に「第二十八条の二に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同表第十条第一項の項中「第十条第一項」の下に「第十条の二並びに第十一條第一項第一号及び第二項第一号」を加える。

第二十九条中「第四項まで」の下に「及び第十条の二」を加え、「次条」を「第三十一条に」「一年」を「一年」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十条中「第十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

第三十三条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置) 第二十二条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十二条の規定の適用については、同条中「第七十二条第二項、第九十二条の二、第三百三十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百零二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十四条第三項、第一百六十条第二項、第八百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条规定を除く。」を準用する。

第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百零二項、第一編第五章第三百三十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百零二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一编第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十四条第三項、第一百六十条第二項、第八百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条规定を除く。」を準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十六号中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一六の項中「第四項まで」の下に「又は第十条の二」を加え、同表の一七の項中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣

岸田 文雄

法務大臣

齋藤 健

厚生労働大臣

加藤 勝信

参考

(抜粋)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律を「」に公布する。

御名 御璽

令和五年五月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の四」に、「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第二条中「自立を支援することを含め、その適切な保護」を「保護(被害者の自立を支援すること)と

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共

団体及び民間の団体の連携及び協力を図する事項

第二条の二第二項第三号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか」に改め、「の実施」を削り、

同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府

県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力を図する事項

第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、

正当な理由がなく、その委託を受けた業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四条中「指導」を「援助」に改める。

第二章中第五条の次に次の三条を加える。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るた

め、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に從事する者

その他の関係者(第五項において「関係機関等」という)により構成される協議会(以下「協議会」という)を組織するよう努めなければならない。

3 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

協議会は、被害者に関する情報その他の被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに

、被害者に対する支援の内容に関する協議を行ふものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める」とができる。(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に

閲して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十条第三項中「第一項本文に規定する」を「第一項」に、「第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、「同号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に改め、「ならないこと」の下に「及び当該子に対して前項第一号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る)をしてはならないこと」を加え、同条第四項中「第一項本文に規定する」を「第一項」に、「第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、「同号の規定による命令」に改め、「接近禁止命令」を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に改め、「ならないこと」を加える。